まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本鉄鋼連盟(JISF)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、JIS G 4801:1984 は改正され、この規格に置き換えられる。

改正に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、ISO 683-14:2004、Heat-treatable steels, alloy steels and free-cutting steels - Part 14: Hot rolled steels for quenched and tempered springs を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の 実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会 は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新 案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS G 4801 には,次に示す附属書がある。

附属書(参考) JIS と対応する国際規格との対比表

目 次

| | ヘーン |
|-----|--|
| 序文 | <u></u> |
| 1. | 適用範囲 |
| 2. | 引用規格···································· |
| 3. | 種類の記号 ···································· |
| 4. | 製造方法 |
| 5. | 化学成分 |
| 6. | 外観及び形状, 寸法並びにその許容差3 外観3 |
| 6.1 | 外観 |
| 6.2 | 鋼材のきず取り基準 |
| 6.3 | 形状, 寸法及びその許容差3 |
| 7. | 脱炭5 |
| 8. | 試験7 |
| 8.1 | 分析試験7 |
| 8.2 | 脱炭層深さ測定方法 |
| 9. | 検査 |
| 9.1 | 検査7 |
| 9.2 | その他の検査7 |
| 10. | 表示7 |
| 11. | 報告8 |
| 附層 | 語書(参考)JIS と対応する国際規格との対比表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

日本工業規格



JIS G 4801 : 2005

ばね鋼鋼材

Spring steels

序文 この規格は、2004 年に第 3 版として発行された **ISO 683-14**, Heat-treatable steels, alloy steels and free-cutting steels - Part 14: Hot rolled steels for quenched and tempered springs を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表を その説明を付けて、**附属書**(参考)に示す。

1. 適用範囲 この規格は、重ね板ばね、コイルばね、トーションバーなど主として熱間成形ばねに使用するばね鋼鋼材(以下、鋼材という。) について規定する。

備考 この規格の対応国際規格を,次に示す。

なお,対応の程度を表す記号は, ISO/IEC Guide21 に基づき, IDT (一致している), MOD (修正している), NEQ (同等でない) とする。

ISO 683-14:2004, Heat-treatable steels, alloy steels and free-cutting steels - Part I4: Hot rolled steels for quenched and tempered springs (MOD)

- 2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。
 - JIS G 0320 鋼材の溶鋼分析方法
 - JIS G 0321 鋼材の製品分析方法及びその許容変動値
 - JIS G 0404 鋼材の一般受渡し条件
 - JIS G 0415 鋼及び鋼製品-検査文書
 - JIS G 0551 鋼ー結晶粒度の顕微鏡試験方法
 - JIS G 0553 鋼のマクロ組織試験方法
 - JIS G 0555 鋼の非金属介在物の顕微鏡試験方法
 - JIS G 0556 鋼の地きずの肉眼試験方法
 - JIS G 0558 鋼の脱炭層深さ測定方法
 - JIS G 0561 鋼の焼入性試験方法(一端焼入方法)
 - JIS G 0565 鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様の分類
 - JIS G 3191 熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状, 寸法及び質量並びにその許容差
 - JIS G 3194 熱間圧延平鋼の形状,寸法,質量及びその許容差
 - JIS G 4051 機械構造用炭素鋼鋼材
 - JIS Z 2201 金属材料引張試験片

G 4801-2005

JIS Z 2241 金属材料引張試験方法

JIS Z 2243 ブリネル硬さ試験-試験方法

JIS Z 2245 ロックウェル硬さ試験-試験方法

3. **種類の記号** 鋼材は 8 種類とし、その記号は、**表**1 による。

表 1 種類の記号

| 種類の記号 | 摘 | 要 |
|----------|------------------|---------------------------------------|
| SUP 6 | シリコンマンガン鋼鋼材 | |
| SUP 7 | マンニン・マンマ 5時期間1位 | 主として重ね板ばね,コイルばね及びトーシ |
| SUP 9 | マンガンクロム鋼鋼材 | ョンバーに使用する。 |
| SUP 9 A | | |
| SUP 10 | クロムバナジウム鋼鋼材 | 主としてコイルばね及びトーションバーに 使用する。 |
| SUP 11 A | マンガンクロムボロン鋼鋼材 | 主として大形の重ね板ばね,コイルばね及び トーションバーに使用する。 |
| SUP 12 | シリコンクロム鋼鋼材 | 主としてコイルばねに使用する。 |
| SUP 13 | クロムモリブデン鋼鋼材 | 主として大形の重ね板ばね,コイルばねに使 用する。 |

4. 製造方法

- 4.1 鋼材は、キルド鋼から製造する。
- **4.2** 鋼材は、特に指定のない限り鍛錬成形比 4 S 以上に圧延などを行う。ただし、鋼材のうち圧延用鋼片であらかじめ受渡当事者間の協定がある場合には、鍛錬成形比が 4 S 未満でもよい。
- 4.3 熱間圧延鋼材は、特に指定のない限り圧延のままとする。

参考 平鋼は,通常,ブリネル硬さ302以下である。

- **4.4** 冷間加工鋼材は、熱間圧延鋼材を使用し、熱間圧延後に冷間加工を施して供給する鋼材で、指定によって冷間引抜き、切削、研削又はこれらを組み合わせて製造する。
- 5. 化学成分 鋼材は, 8.1 の試験を行い, その溶鋼分析値は, 表 2 による。

表 2 化学成分

単位 %

| 種類の 記号 | С | Si | Mn | P ⁽¹⁾ | S ⁽¹⁾ | Cr | Мо | v | В |
|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------|------------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| SUP 6 | 0.56~0.64 | 1.50~1.80 | 0.70~1.00 | 0.030 以下 | 0.030 以下 | _ | _ | _ | _ |
| SUP 7 | 0.56~0.64 | 1.80~2.20 | 0.70~1.00 | 0.030 以下 | 0.030 以下 | _ | _ | _ | _ |
| SUP 9 | 0.52~0.60 | 0.15~0.35 | 0.65~0.95 | 0.030 以下 | 0.030 以下 | 0.65~0.95 | _ | _ | _ |
| SUP 9 A | 0.56~0.64 | 0.15~0.35 | 0.70~1.00 | 0.030以下 | 0.030以下 | 0.70~1.00 | _ | _ | _ |
| SUP 10 | 0.47~0.55 | 0.15~0.35 | 0.65~0.95 | 0.030 以下 | 0.030 以下 | 0.80~1.10 | _ | 0.15~0.25 | _ |
| SUP 11 A | 0.56~0.64 | 0.15~0.35 | 0.70~1.00 | 0.030 以下 | 0.030 以下 | 0.70~1.00 | _ | _ | 0.0005以上 |
| SUP 12 | 0.51~0.59 | 1.20~1.60 | 0.60~0.90 | 0.030 以下 | 0.030 以下 | 0.60~0.90 | _ | _ | _ |
| SUP 13 | 0.56~0.64 | 0.15~0.35 | 0.70~1.00 | 0.030 以下 | 0.030 以下 | 0.70~0.90 | 0.25~0.35 | _ | _ |

注(¹) P及びSの値は受渡当事者間の協定によってそれぞれ 0.035 %以下にしてもよい。

- 備考1. 各種類とも不純物として、Cuは、0.30%を超えてはならない。
 - 2. 注文者の要求によって,鋼材の製品分析を行う場合,8.1 によって試験を行い,表 2 に対する許容変動値は,JIS G 0321 の表 4 による。
 - 3. 表 2 に規定のない元素は、受渡当事者間の協定がない限り、溶鋼を仕上げる目的以外に意図的に添加してはならない。

6. 外観及び形状,寸法並びにその許容差

- **6.1 外観** 鋼材の外観は、仕上げ良好で、使用上有害なきずがあってはならない。ただし、コイル状で供給される鋼材は、一般に検査によって全長にわたってのきずの検出は困難であり、またその除去の機会がないため、正常でない部分を含むことがある。したがって、正常でない部分の取扱いについては、受渡当事者間の協定による。
- **6.2 鋼材のきず取り基準及び残存きずの許容限度** 鋼材のきず取り基準及び残存きずの許容限度は、 受渡当事者間の協定による。
- 6.3 形状, 寸法及びその許容差
- 6.3.1 丸鋼,線材及び線
- a) 熱間圧延鋼材 熱間圧延鋼材(丸鋼及び線材)のうち、そのままばねに熱間成形される鋼材の標準 寸法は表3に、寸法許容差は表4による。

冷間引抜き用,切削用などの素材として取り引きされる鋼材の寸法及び寸法許容差は,JIS G 4051 の 6. (外観及び形状,寸法並びにその許容差)による。

表 3 熱間圧延鋼材(そのままばねに熱間成形されるもの)の標準寸法 (径)

単位 mm

| 9 | 10 | 11 | 12 | (13) | 14 | (15) | 16 | (17) | 18 | (19) | 20 | (21) |
|----|------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 22 | (24) | 25 | (26) | 28 | (30) | 32 | (34) | 36 | (38) | 40 | (42) | 44 |
| | 46 | | | | | | | | | | | |

備考1. 括弧付き以外の標準寸法の適用が望ましい。

2. 線材は,通常,直径 32 mm 以下を適用する。

表 4 熱間圧延鋼材(そのままばねに熱間成形されるもの)の寸法許容差

単位 mm

| 径 | 許容差 | 偏径差(²) |
|-------------|-------|---------|
| 10 未満 | ±0.20 | 0.20 以下 |
| 10 以上 16 未満 | ±0.25 | 0.25 以下 |
| 16 以上 21 未満 | ±0.30 | 0.30 以下 |
| 21 以上 34 未満 | ±0.40 | 0.40 以下 |
| 34 以上 46 未満 | ±0.50 | 0.50 以下 |
| 46 以上 75 未満 | ±0.70 | 0.70 以下 |
| 75 以上 80 以下 | ±1.00 | 1.00 以下 |

備考1. 丸鋼の長さの許容差は、注文者の指定寸法に対し、+40 mm とする。

2. 丸鋼の曲がりは 1m につき 3mm 以下とし、全長に対しては、3 mm× 長さ (m)

以下とする。

- 3. 表 4 以外の寸法の許容差は、受渡当事者間の協定による。
- 注(²) 偏径差とは、丸鋼の同一断面における径の最大値と最小値の差をいう。
- b) **冷間加工鋼材** 冷間加工鋼材(丸鋼及び線)の標準寸法は表 5 に、寸法許容差は表 6 による。

| 表 5 | 冷間加工鋼材の標準寸法 | (径) |
|-----|---|-------|
| | , I, IBI YB 544, 1,7 , 2, 1,22, 7, 1,72 | (III) |

| | | | | | | | | | | | | 単位 | 立 mm |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 8 | 8.5 | 9 | 9.5 | 10 | 10.5 | 11 | 11.5 | 12 | 12.5 | 13 | 13.5 | 14 |
| 1 | 14.5 | 15 | 15.5 | 16 | 16.5 | 17 | 17.5 | 18 | 18.5 | (19) | 20 | (21) | 22 |
| 1 (| (24) | 25 | 26 | 28 | 30 | 32 | 34 | 36 | 38 | 40 | 42 | 44 | 45 |
| | 46 | (48) | 50 | (53) | 55 | 56 | 60 | 63 | (65) | 70 | (75) | 80 | |

- 備考1. 括弧付き以外の標準寸法の適用が望ましい。
 - 2. 線は, 通常, 直径 14 mm 以下を適用する。

表 6 冷間加工鋼材の寸法許容差

単位 mm

| 径 | | 径の許容差 | 偏径差 |
|--------------|-----|-------|---------|
| 12.5 | 未満 | ±0.06 | 0.06 以下 |
| 12.5 以上 26 元 | 未満 | ±0.08 | 0.08 以下 |
| 26 以上 48 差 | - 満 | ±0.10 | 0.10 以下 |
| 48 以上 80 以 | 大下 | ±0.15 | 0.15 以下 |

- **備考1.** 丸鋼の長さの許容差は,注文者の指定寸法に対し, +²⁵mm とする。
 - 2. 表6以外の寸法の許容差は、受渡当事者間の協定による。

6.3.2 平鋼

- a) 断面形状 平鋼の断面形状は, 図1による。
- b) 標準寸法及び寸法許容差 平鋼の標準寸法及び寸法許容差は,表7による。

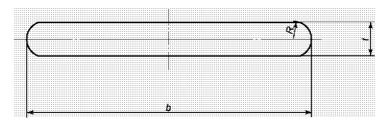
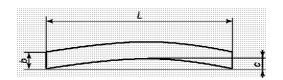


図 1 平鋼の断面形状

- c) **横曲がり** 平鋼の横曲がり(3) は、長さ 5 mにつき 15 mm以下とし、その間の任意の部分において 長さ 1 m につき、3 mm を超えてはならない。
 - 注(³) 横曲がりとは、長さの方向に対する左右のわん曲をいい、**図2**のように規定する。



b: 平鋼の幅 L: 平鋼の長さ c: 横曲がり図 2 平鋼の横曲がり

7. **脱炭** 鋼材は使用上有害な脱炭があってはならない。脱炭層深さの許容限度は,受渡当事者間で協 定してもよい。その場合の脱炭層深さの測定方法は,**8.2** による。

6 G 4801-₂₀₀₅

表 7 平鋼の標準寸法及び寸法許容差

| ı | | | | | | | | | | | | í |
|--|------------|------------|------------|------------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|-----|---|
| · 7F #17 | 150 | 100 | 90 | 80 | 70 | 60 | 50 | 45 | (6) | 6 | i | |
| | ± 1.00 | ± 1.00 | ± 1.00 | ±0.80 | ±0.80 | ±0.60 | ±0.60 | ±0.50 | I | 相許の交換の表 | | |
| こう・・・ 原と形式のは、たく回 | | | | | | ±0.15 | ±0.15 | ±0.15 | | 5 | | |
| J.E. See 1717 | | | | | ±0.18 | ±0.15 | ±0.15 | ±0.15 | | 6 | | |
| * * * 1. | | | | ±0.20 | ±0.18 | ±0.18 | ±0.18 | | | 7 | | |
| . 1 | | | | ± 0.20 | ±0.20 | ±0.20 | ±0.20 | | | 8 | | |
| しょう よっしし | | | ±0.25 | ±0.25 | ±0.25 | ±0.20 | ±0.20 | | | 9 | | |
| ₩ T = 1 | - | | ± 0.25 | ±0.25 | ±0.25 | ±0.25 | ±0.25 | | | 10 | | |
| 1. T | | ±0.30 | ±0.30 | ±0.30 | ±0.25 | ±0.25 | ±0.25 | ±0.25 | | 11 | | |
| = A → + H • | | ±0.30 | ±0.30 | ±0.30 | ±0.30 | ±0.30 | ±0.25 | | 厚さの | 12 | え卣 | |
| = 4−4− | | ±0.30 | ±0.30 | ±0.30 | ±0.30 | ±0.30 | ±0.30 | | 厚さの許容差 | 13 | (1) | |
| 十一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十 | | ±0.30 | ±0.30 | ±0.30 | ±0.30 | | | | | 14 | | |
| この国物共の赤のイゴスナタ中に「十一に共のイゴスだって所以 | ±0.40 | ±0.35 | ±0.35 | ±0.35 | ±0.35 | ±0.35 | | | | 16 | | |
| 2 | | <u> +</u> | <u></u> | <u>+</u> | <u> </u> | | | | | | | |

- 編札1. とする。 厚さは、幅の両端で測るものとし、両端における厚さの差は、表7に規定する厚さの許容差範囲の2:
- 2 両面は, 平面であるのを普通とし、中高であってはならない。
- w 両端のこば形状は, 丸こば (Rが約0.5t) とする。

ただし、 こばのRは受渡当事者間の協定によって他の数値としてもよい。

- 平鋼の長さの許容差は,注文者の指定寸法に対し, +40 mm とする。
- 5. 表7以外の寸法については、受渡当事者間の協定による。

8. 試験

- 8.1 分析試験 分析試験は、次による
- a) 化学成分は、溶鋼分析によって求め、分析試験の一般事項及び溶鋼分析試料の採り方は、JIS G 0404 の 8. (化学成分) による。
- b) 製品分析試料の採り方は、JIS G 0321 の 4.(分析用試料採取方法) による。
- c) 溶鋼分析方法は, JIS G 0320 による。製品分析方法は, JIS G 0321 による。
- **8.2 脱炭層深さ測定方法** 脱炭層深さの測定方法は, **JIS G 0558** による。ただし, 特に指定がない場合, **JIS G 0558** に規定する測定方法のうち, 顕微鏡による測定法を適用する。

9. 検査

- 9.1 検査 検査は、次による
- a) 検査の一般事項は, JIS G 0404 による。
- b) 化学成分は, 5. に適合しなければならない。
- c) 外観, 形状及び寸法並びにその許容差は, 6, に適合しなければならない。
- d) 脱炭は、7. に適合しなければならない。
- **9.2 その他の検査 9.1** に規定する検査のほか、受渡当事者間の協定によって、次の検査を指定してもよい。

結晶粒度検査,マクロ組織検査,非金属介在物検査,地きず検査,焼入性検査,磁粉探傷検査,機械的性質検査,顕微鏡組織検査

ただし、検査項目、試料の採り方及び合否判定基準について、あらかじめ受渡当事者間で協定しなければならない。

なお、顕微鏡組織検査を除く試験方法は、それぞれ次による。

結晶粒度検査 JIS G 0551 マクロ組織検査 JIS G 0553 非金属介在物検査 JIS G 0555 地きず検査 JIS G 0556 焼入性検査 JIS G 0561 磁粉探傷検査 JIS G 0565

機械的性質検査 JIS Z 2201, JIS Z 2241, JIS Z 2243, JIS Z 2245

10. 表示 鋼材は、結束ごとに、次の項目を適切な方法で表示しなければならない。ただし、熱間圧延鋼材で径が 30 mm を超える丸鋼は、要求によって鋼材ごとに表示してもよい。

なお, 受渡当事者間の協定によって, 次の項目の一部を省略してもよい。

- a) 種類の記号
- b) 溶鋼番号又はこれ以外の製造番号
- e) 製造業者名又はその略号
- d) 寸法(⁴)

注(*) 寸法の表し方は、JIS G 3191 又は JIS G 3194 による。

G 4801: 2005

11. 報告 報告は、JIS G 0404 の 13. (報告) による。ただし、注文時に指定がない場合は、検査文書の種類は JIS G 0 415 の表 1 (検査文書の総括表) の記号 2.3 (受渡試験報告書) 又は 3.1.B (検査証明書 3.1.B) とする。なお、9.2 についての報告は受渡当事者間の協定による。

附属書 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表

| JIS G 4801:200X | .00X ばね鋼鋼材 | | | ISO rolle | 683-14:2004 ed steels for q | ISO 683-14:2004, Heat-treatable steels, alloy sterolled steels for quenched and tempered springs |
|----------------------|---------------------------------|---------------|------|-------------------------|--------------------------------|--|
| (I) JIS の規定 | 定 | (II)国 際 規 | (田)国 | 皿)国際規格の規定 | 「M S I I (V I) | (IV)JIS と国際規格との技術的差異の項目ごとの評価及びその内容 |
| | | | | | 表示箇所 表示方法 | 表示箇所:本体,附属書 表示方法:点線の下線 |
| 項目番号 | 内容 | | 項目 | 内容 | 項目ごと の評価 | 技術的差異の内容 |
| | | | 番号 | | Ī | |
| 1.適用範囲 | 重ね板ばね, コイルばね, トーションバ | ISO 683-14 | 1 | 熱間鍛造や冷間鍛造 後熱処理されるばね | MOD/ 削 | ISO は熱処理を含むが、JIS は熱処理について言及し |
| | 成形ばねに使用する ばね鋼鋼材について 規定する。 | | | | | |
| 2.引用規格 | JIS を引用 | | 2 | ISO 規格を引用 | | I |
| 3. 種類の | • 1 | | 4 | ISO記号体系による。 | MOD/ 変 | JIS, ISO の記号体系は異な |
| 記 | 類 (表1) を規定 | | | 12 種類を規定。(表 2) | 更 | % . |
| 4.製造方法 | キルド鯛, | | 5 | キルド鋼 | MOD/ 変 | JIS は鍛錬成形比を規定, |
| | 鍛錬比 4 S以上 | | | 製造方法は, 脱酸, | 闽 | ISO は協定による条件を規 |
| | 指定のない限り圧延 又は鍛造のまま | | | 表面状態, キャスト 区分等を除いて製造 | | ř |
| | | | | 者に一任。 | | |

G 4801 : 2005

| ただし、ISO にあるせん断 性は JIS にはない。 | | オーステナイト結晶 粒度,介在物 超音波探傷 | 5.5 | | | |
|--|-------------|------------------------------|------------|--|-------------------------------------|-----------------|
| 要求事項で試験項目を規 定している。 | | 硬さ及び焼入性 せん断性 | 5.3 5.4 | | | |
| 間協定としている。ISO は | | 9)による。 | 5.2 | | 9.3 その他の検査 | |
| 深さ測定を規定,それ以外 の検査試験項目は当事者 | 梁 | # おおり をある は (Table) | 5.6 | I 定 | 8.2 脱炭層深さ測定 試験 | |
| JIS は分析試験及び脱炭層 | MOD/ 削 | 成分の許容差は Table | 5.2 | ; | 8.1 分析試験 | 8. 試験 |
| ている。 | | (Table 9) | | # | 計谷限度は安波当事 者間協定による。 | |
| JIS は当事者間協定による が、ISO は数値を規定有し | MOD/ 変 更 | 鋼種,形状ごとに規 定 | 5.6 | 、 で が き | 使用上有害な脱炭が あってはならない。 非分別産は免済い声 | 7. 脱炭 |
| | | 9442, ISO 8457-1) | | | | |
| | | 35-1, -3, -5 | | | 的な数値で規定 | |
| ć | | による。 (ISO | | [体 | 各サイズごとに具体 | 差 |
| 20 は日津白国風石でみ | ř | は影当する国際規格 | | - 1 | び、平鍋にしいて、 | ななの外に対する |
| JIS は具体的数値で規定。 | MOD/ 変 | 当事者間協定によ | 5.7 | 林林 | 丸鋼(熱間圧延鋼材 及び冷間加工鋼材及 | 6.3.形状, |
| | | 定による。 | | | | |
| | | る。手入れ方法も協 | | Ī | の超足による。 | <u> </u> |
| | | 対:鰡は ISO 9443 によ | | 二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二 | 間 字重 示戦 会 対 単 部 | 其準 |
| ISO は協定によって規定 | | 表面品質は受渡当事者間の協定、ただし、 | 5.6 | 準容 | 鋼材のきず取り基準 及び残存きずの許容 | 6.2 鋼材のきず取り |
| | | | | 事 | コイルの場合は当事 者間協定による。 | |
| | | \$ %° | 3 | | はならない。 | |
| | 浬 | Table1 によって処理 | 5.1. | 7 | 有害なきずがあって | |
| ISO は協定によって規定 | MOD/ 変 | 当事者間協定により | 4 | <u> </u> | 仕上げ良好で使用上 | 6.1 外観 |
| 成力就たがはは同寺剛健は6種類。その他のISO鋼種は,国内市場で使われていない。 | MOD/ 多 更 | 12 剛俚の七子成力を 規定。 | | 100 | 8 興催の調めにして て化学成分を規定。 | 3.1七子)双刀 |
| | | 女や守作之う戦闘 こ | 4 | <u>ارت</u> | | な部僚47。 |

| JIS は JIS G 0404 による。 ISO 10474(検査報告書) による。 | 赘 | MOD/ 変 更 | ISO 10474 に基づき 報告書を作成する。 | 6.1. | 基本的な報告様式を規定 | 11.報告 |
|--|---|-------------|--|------|--|-------|
| JIS と内容的にはほぼ同 じ。 | 炎 | MOD/ 更 | 種類の記号,鋼種, 溶鋼番号,製造者名, 寸法,表面性状など | 4. | 種類の記号,溶鋼番号,又は検査番号, 号,又は検査番号, 製造業者名,又はそ の略号 | 10.表示 |
| 検査項目は、JIS にはせん 断性がない。一方、JIS は 当事者間協定により、要求 があれば ISO にないマク 口組織、地きず、磁粉探傷 なども実施する。 | 追 | MOD/ 加 | 9.の試験項目に加え, 外観,形状・寸法及 びその許容差が検査 項目に入っている。 | 6.2 | 9.1 検査・化学成分,外観,形状・寸法及び外観,形状・寸法及びその許容差, 脱炭9.2 その他の検査療入性,硬さ,オーステナイト結晶粒度,介在物,超音波探傷,マクロ組織,地きず,磁粉探傷,引 | 9.検査 |

JIS と国際規格との対応の程度の全体評価:MOD

- 備考1. 項目ごとの評価欄の記号の意味は、次のとおりである。
- MOD/追加---MOD/削除---MOD/変更-----国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。 --国際規格の規定項目又は規定内容を削除している。 --国際規格の規定内容を変更している。
- 2 JISと国際規格との対応の程度の全体評価欄の記号の意味は、 次のとおりである。
- MOD---国際規格を修正している。